

エリア放送の利活用の手引き（概要）

1 背景と目的（はじめに）

（1）背景

- ・北海道では過疎化・高齢化等の社会問題並びに地域経済の疲弊及び地場産業の後退への対応が課題となっている。
- ・これらの課題解決に当たり、ICTの利活用が地域経済の活性化のための重要な鍵として期待されている。
- ・とりわけ、地域に密着した情報を発信するエリア放送は、地域経済の活性化や地域コミュニティ再生の一助になるものと期待されている。

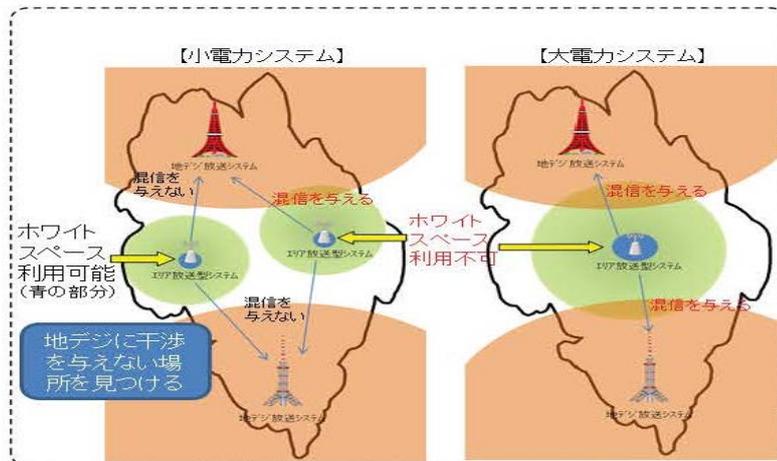
（2）目的

- ・エリア放送の構築時及び運営の課題を整理し、課題解決のポイントについて、構成員による意見交換を行い取りまとめる。
- ・また、先進事例のヒアリング等を通じて、北海道や全国の事例を紹介する。
- ・これらを取りまとめた「エリア放送の利活用の手引き」を作成し、広く普及啓発を行う。

2 エリア放送に関する概説（第1章、第2章）

本手引きの位置づけを明確にしたほか、エリア放送の概要や開設や運用に関する制限などについて概説した。

- ・参入の手続きについては総務省情報流通行政局が公表している「エリア放送参入マニュアル（第4.1版）（平成26年7月1日）」を紹介した。
- ・エリア放送は、地上デジタルテレビジョン放送のホワイトスペースを活用したエリア限定の放送サービスである。



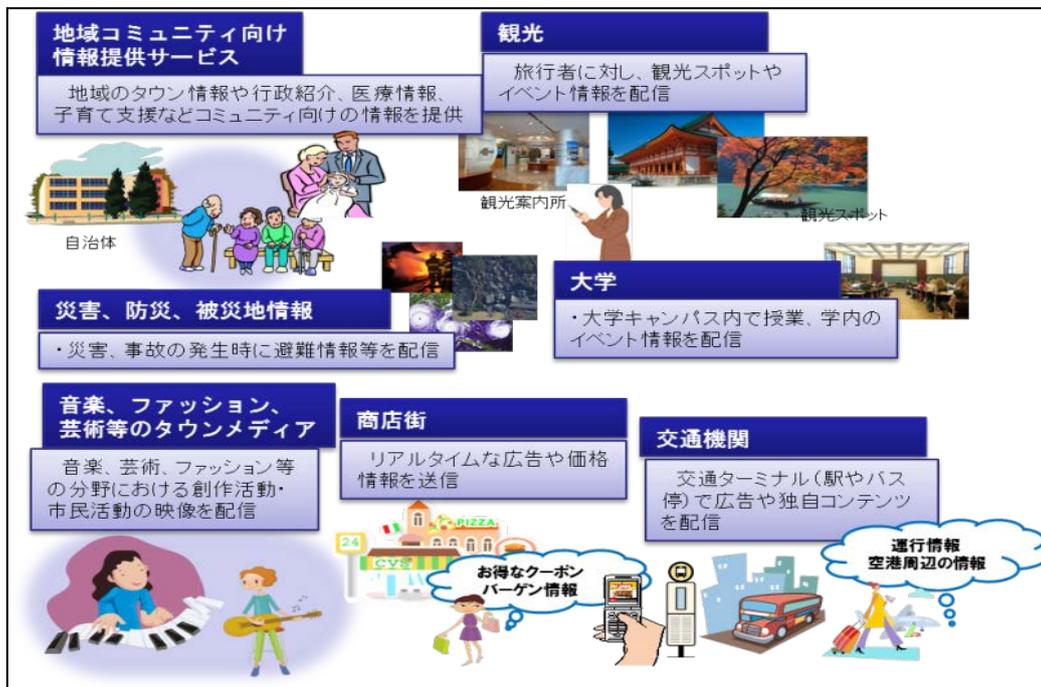
- ・そのため、エリア放送の開局や運用に当たっては地上デジタルテレビジョン放送及び特定ラジオマイクの開局や運用状況に応じて休止、周波数変更を行わなくてはならないリスクもある。

【周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）】関係箇所のみ抜粋

国内分配 (470MHz-710MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
放送（1次業務）	放送用	
陸上移動（2次業務）	放送業務用 一般業務用	特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用とする。
※放送（2次業務）	放送用	エリア放送用とする。

※放送業務の電気通信業務用（エリア放送用）及び放送用（エリア放送用）によるこの周波数帯の使用は、470-710MHzの周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）及び一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

- ・エリア放送は、基幹放送事業者に比して様々な規制が緩和されている届出一般放送局に位置づけられている。このため地方公共団体でも開設が可能となっている。
- ・実施期間やサービス分類（イベント、商店街、大学など）により様々な利活用を想定されている。



3 エリア放送の先行事例等を紹介（第3章）

北海道におけるエリア放送の開設状況及び全国の開設状況を紹介し、既に関局している事業者や開局を検討している事業者の状況をヒアリングし先行事例としてまとめた。

（北海道）

事業者名	名称	主たる放送事項	免許年月
安平町	あびらチャンネル	公共情報、 地域情報 ほか	平成27年2月
株式会社豊多	ことにTV	商店街情報、 地域情報 ほか	平成27年5月

（全国）

33事業者163局

安平町「あびらチャンネル」（北海道）

南相馬市「みなみそうまチャンネル」（福島県）

行方市（茨城県）

株式会社豊多「ことにTV」（北海道）

森ビル株式会社「六本木ヒルズエリア放送」（東京都）

電気通信大学「調布ワンセグ」（東京都）

4 課題と課題解決のポイントを構築時、運用時に分けて整理 （第4章、第5章、第6章）

先行事例のヒアリング調査等により明らかになった課題に関して、検討会構成員の議論を踏まえて課題解決のポイントを記載した。

		課 題
構築時の課題	1	初期費用負担が大きい
	2	受信アンテナの変更等、視聴者に費用負担が発生する場合がある
	3	送信設備の設置場所の選定に時間がかかる
	4	送信アンテナの設置が困難な場合がある
	5	祭り・イベント等でエリア放送を短期間で開局する場合、電源や番組伝送用の有線回線の準備が困難な場合がある
	6	特定ラジオマイクの運用により、エリア放送を度々休止しなければならないのではないか
	7	TVホワイトスペース等利用システム運用調整協議会への加盟及び運用調整費用負担が不安
運用時の課題	1	運営費用の負担が大きい
	2	運営に関わる人材の確保が難しい
	3	著作権処理の対応が難しい
	4	放送基準や肖像権処理の対応が難しい
	5	視聴可能世帯にもかかわらず、実際には視聴していない
	6	期間限定イベント等のエリア放送を受信するには手動でその都度チャンネル設定を行う等、煩雑である
	7	住民やイベント来場者への認知度を上げないと見てもらえない
	8	特定ラジオマイクとの運用調整の方法がわからない
	9	受信障害申告があった場合の対応がわからない

5 エリア放送の特色を生かした利活用事例を紹介（第7章）

検討会で各構成員から出されたエリア放送の特色を生かした利活用事例を紹介した。

- ・「デジタルサイネージ」
エリア放送の活用により、配線工事が不要でディスプレイを設置するだけで効果的な宣伝が可能となる。
- ・「クラウドを活用した事業の展開」
クラウド上で番組を共有し、番組制作の負担を軽減することが可能となる。
- ・「小エリアの特徴を生かした事業の展開」
エリア放送で地域の特産品等の宣伝を行い、移動販売車により、販売を行うことにより、収益の向上や地域の活性化等に寄与をすることができる。
- ・「防災面での利活用」
携帯電話やインターネット通信等と異なり通信の輻輳の影響を受けずに情報伝達手段が可能となる。